

# 平成 29 年度 組織・機構等の改正について

## <組織・機構>

### 1 アジア競技大会推進課（仮称）の設置について

#### （1）改正の背景

- 県及び名古屋市は、平成 28 年 9 月 25 日のアジア・オリンピック評議会（OCA）総会において、2026 年（平成 38 年）開催予定の第 20 回アジア競技大会の開催都市に決定された。
- 大会の運営等について詳細を定めた開催都市契約の締結や、大会組織委員会の設立準備、選手村の検討等の開催準備業務を、OCA や市町村、競技団体など多岐にわたる関係者と調整しながら、着実に推進できる組織体制が必要である。

#### （2）改正の内容

- 平成 29 年 4 月 1 日から、アジア競技大会の開催準備業務の推進体制を強化するため、「アジア競技大会推進課（仮称）」を設置する。  
 なお、「スポーツ振興課」の課内室として設置している「アジア競技大会推進室」は廃止する。
- アジア競技大会を始め各種国際的スポーツ大会の対外調整、庁内調整の責任者として、「国際スポーツ大会推進監」を設置する。

※「しなやか県庁創造プラン」（愛知県第六次行革大綱）個別取組事項 37

#### ◆組織の新旧比較◆

| 現 行                                       | 改 正 案   |
|---|---|
| 振興部<br>└─ スポーツ振興課<br>└─ <b>アジア競技大会推進室</b> | 振興部<br>└─ <b>国際スポーツ大会推進監を設置</b><br>└─ スポーツ振興課<br>└─ <b>アジア競技大会推進課</b> |

（上記組織図では「(仮称)」を省略）

### 2 医務国保課の再編について

#### （1）改正の背景

- 国民健康保険制度改革により、平成 30 年度から、県は国保の財政運営の責任主体として国保運営の中心的な役割を担うこととなる。新制度への円滑な移行に向けて、平成 29 年度には国民健康保険運営方針を策定するなど準備業務を進めるため、国保運営業務の執行体制を強化する必要がある。

#### （2）改正の内容

- 平成 29 年 4 月 1 日から、現行の「医務国保課」を再編し、国民健康保険や後期高齢者医療制度、福祉医療の助成に関することを所掌する「国民健康保険課（仮称）」を健康福祉部に設置し、医療機関や救急・へき地医療、医師・看護師等確保対策に関することを所掌する「医務課（仮称）」を健康福祉部保健医療局に設置する。

※「しなやか県庁創造プラン」（愛知県第六次行革大綱）個別取組事項 37

#### ◆組織の新旧比較◆

| 現 行  | 改 正 案   |
|--|---|
| 健康福祉部<br>└─ 保健医療局<br>└─ <b>医務国保課</b><br>└─ 地域医療支援室 | 健康福祉部<br>└─ 障害福祉課<br>└─ <b>国民健康保険課</b><br>└─ 保健医療局<br>└─ <b>医務課</b><br>└─ 地域医療支援室 |

（上記組織図では「(仮称)」を省略）

### 3 食育推進課の名称変更について

#### (1) 改正の背景

- 食育推進課は、平成 18 年 4 月に、食育の推進に総合的かつ計画的に取り組むとともに、消費拡大のための諸施策に積極的に取り組むことを目的に設置した。
- 「あいちビジョン 2020」(平成 26 年策定)では、重要政策課題として「農林水産業 競争力ある農林水産業に向けて」を掲げており、食育推進課で所掌する、いいともあいち運動や県産農林水産物のブランド力強化、6次産業化による消費拡大、輸出促進、食品表示や卸売市場指導等の流通対策などの取組をさらに進めていく必要がある。

#### (2) 改正の内容

- 食育の推進にとどまらず、今後取組を進めていく県産農産物等の消費拡大や輸出等の新たな流通の促進などに関する事務を所掌することを明確に表す分かりやすい名称とするため、農林水産部の「食育推進課」の名称を、平成 29 年 4 月 1 日から「食育消費流通課(仮称)」へ変更する。

※「しなやか県庁創造プラン」(愛知県第六次行革大綱)個別取組事項 37

#### <変更の内容>

(変更前) (変更後)  
**食育推進課** ⇒ **食育消費流通課**

## <地方機関>

### 1 名古屋給与事務所の廃止について

- 「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成 26 年法律第 51 号)」に基づき、県費負担教職員の給与負担等を名古屋市へ移譲することに伴い、名古屋給与事務所を平成 29 年 4 月 1 日から廃止する。

※「しなやか県庁創造プラン」(愛知県第六次行革大綱)個別取組事項 46

#### ◆名古屋給与事務所の概要◆

|      |                                       |
|------|---------------------------------------|
| 所在地  | 名古屋市東区出来町 2 丁目 8-21                   |
| 設置時期 | 昭和 54 年 4 月                           |
| 所掌事務 | 名古屋市立の小学校、中学校及び特別支援学校の県費負担教職員給与の支払事務等 |

## <公の施設>

### 1 岡崎総合運動場の廃止について

- 岡崎総合運動場は、広域自治体である県として管理すべき意義を見直した結果、県の公の施設としては平成 29 年 4 月 1 日から廃止する。

本施設は、岡崎市で公の施設として活用する計画があり、平成 30 年 4 月 1 日に施設を移管する予定である。

※「しなやか県庁創造プラン」(愛知県第六次行革大綱)個別取組事項 81

#### ◆岡崎総合運動場の概要◆

|      |                             |
|------|-----------------------------|
| 所在地  | 岡崎市真伝町亀山 12-2               |
| 設置時期 | 昭和 43 年 3 月                 |
| 設置目的 | 体育の振興を図る。                   |
| 供用面積 | 208,311 m <sup>2</sup>      |
| 施設内容 | 野球場、蹴球場、庭球場、洋弓場、プール、陸上競技場 等 |